

## 令和3年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和3年11月29日(月)  
午後1時55分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会  
大会議室(センタープラザ18階)

令和3年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和3年11月29日(月)午後1時55分～午後3時00分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(3名)

理事長 酒井隆明 (丹波篠山市長)

副理事長 岡田康裕 (加古川市長)

専務理事 福田庸二

(2) 書面出席(8名)

理事 仲田一彦 (三木市長) (代理) 医療保険課長 山城千明

清元秀泰 (姫路市長) (代理) 市民生活部長 室井靖彦

守本憲弘 (南あわじ市長) (代理) 長寿・保険課長 山崎稔弘

河野勝雄 (兵庫県食品国保組合理事長) (代理) 専務理事 寺田利樹

庵途典章 (佐用町長)

越田謙治郎 (川西市長)

石井登志郎 (西宮市長)

藤岡勇 (朝来市長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(10名)

事務局長 永井克典 総務部長 入江健介

審査部長 宮崎勝也 保険者支援部長 細目久一

総務課長 久保誠 財務室長 工藤恵

出納課長 山中理恵 審査第1課長 松本景一郎

介護福祉課長 藤川雅信 事業課長 草田康史

## 5 議 事

### (1) 議決事項

議案第19号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第20号 令和3年度兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

### (2) 協議事項等

ア 令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について

イ 国保総合システム等の令和6年度更改に向けて

ウ 審査支払手数料等について

エ 令和4年度県予算編成に係る要望について

オ 令和3年度中間監査の結果について

## 6 会議の概要

開 会	久保総務課長の司会により開会
開会あいさつ	酒 井 隆 明 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。 議 長 酒 井 隆 明 理事長
出席者の報告	久保総務課長から報告を行った。 出席者 3 名、書面出席者 8 名
理事会成立宣言	酒井議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、岡田副理事長が指名された。 議事録署名人 岡 田 康 裕 理事
議 事	永井事務局長から説明及び報告を行った。 ・議 決 事 項 ( 2 件) ・協 議 事 項 等 ( 5 件)
閉 会	

## 7 議事（要旨）

久保総務課長

ただ今から令和3年度第2回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長からご挨拶を申し上げます。

酒井理事長

皆さんこんにちは。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年度第2回理事会のご案内を申し上げましたところ、皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

最近、朝晩寒くなってまいりましたが、私の丹波篠山市と比べてこちら神戸の方はだいぶ暖かいなと思っております。

さて、連合会を取り巻く状況といたしまして、2点ご報告申し上げます。

1点目は、令和6年度の次期国保総合システムの更改状況でございます。

「審査支払機能に関する改革工程表」に則り、現在、国保中央会、国保連合会において準備を進めているところですが、12月上旬には次期国保総合システムの開発業者が決定する予定となっております。

今後も新たな情報が入手出来次第、報告させていただきます。

2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種でございます。

国が3回目のワクチン接種を実施することを表明しました。本会といたしましては、来年度も接種費用の審査支払体制を整えていくこととしましたので、引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は、議決事項が2件、協議事項が3件、報告事項が2件ございます。

よろしくご協議いただくようお願い申し上げます。

久保総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第32条第1項の規定により、酒井理事長にお願いいたします。

酒井議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日の出席状況について、事務局に報告をお願いします。

久保総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者3名、代理出席を含め、書面出席8名、以上、過半数の出席がありますことをご報告いたします。

酒井議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により議長が指名することになっておりますので、加古川市長の岡田副理事長さんにお願いいたします。

岡田理事

はい。

酒井議長

それでは、これより議事に入ります。

議案第 19 号「兵庫県国民健康保険団体連合会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

事務局長の永井でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、右上議決事項の 1 ページをお願いいたします。

議案第 19 号「兵庫県国民健康保険団体連合会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、令和 4 年度以降の役員の選出について所要の整備を行うためでございます。

2 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、監事に係る推薦方法について、これまでの方法をもとに、令和 4 年度以降の任期について規定するため、別表を改めるものです。

施行期日は、令和 3 年 11 月 29 日から施行し、令和 4 年度の役員選出から適用するものでございます。

以上、議案第 19 号の説明を終わります。

酒井議長

議案第 19 号の説明が終わりましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、議案第 19 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

では、議案第 19 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第 20 号「令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議決事項の 7 ページをお願いいたします。

議案第 20 号「令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、新型コロナウイルスワクチン接種費用の実績等を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

8ページをお願いいたします。

「(1) 診療報酬審査支払特別会計 診療報酬支払勘定」でございます。

補正前の額 4,451億9,514万3,000円

補正額 20億4,000万円の増、

補正後の額 4,472億3,514万3,000円でございます。

補正理由は、新型コロナウイルスワクチン接種件数の増加に伴う受入金及び支出金の増でございます。

12ページをお願いいたします。

「(2) 診療報酬審査支払特別会計 業務勘定」でございます。

補正前の額 36億3,848万3,000円

補正額 2億4,000万円

補正後の額 38億7,848万3,000円

補正理由は、新型コロナウイルスワクチン接種件数の増加に伴う事務費、審査支払管理費及び積立金の増でございます。

以上、議案第20号の説明を終わります。

酒井議長

議案第20号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、議案第20号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

では、議案第20号は原案のとおり決定します。

なお、議案第20号は本来ですと、国民健康保険法第27条第1項の規定により、「収入支出の予算」については、総会の議決事項であります。総会を招集する時間的余裕がないため、同法第25条第2項の規定により、理事の専決処分として原案のとおり決定するとともに、同法第25条第3項の規定により、次の総会で報告いたします。

次に、協議事項等に移ります。

まず、「令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画(案)について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、右上資料1「令和4年度 兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画(案)について」をお願いいたします。

「1 基本方針」でございますが、内容を要約させていただきますと、前段からは、本会が保険者の共同体として、また審査支払機関として、社会的使命を果たすため、基幹業務である審査支払業務の効率的・効果的な審査の推進、また、共同電算処理事業や保健事業の実施により、保険者事務の効率化、負担軽減に資する各種保険者支援事業を展開してきたことを記載しております。

次の段落、「こうした中」からは、支払基金と国保連合会の審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方について、具体的な内容を検討する「審査支払機能の在り方に関する検討会」が令和2年9月に設置され、令和2年度末に「審査支払機能に関する改革工程表」が示されたことに伴い、支払基金と国保連合会との審査結果の差異の解消やシステムの整合性等について、適切に対応してまいります。

次の段落、「また」からは、平成30年8月に策定した「国保連合会・国保中央会のめざす方向」を改定し、「審査支払機能に関する改革工程表」に対応した診療報酬審査支払業務の強化や国のデータヘルス改革の推進に伴う被保険者番号の個人単位化等、今後直面する多くの困難な課題に的確に取り組むとともに、保険者の期待に十分応えていくよう努めていくこと、

次の段落、「さらに」からは、令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保連合会の具体的な業務内容として、「診療報酬の審査支払業務」及び「第三者行為損害賠償求償事務」等の業務規定の明文化、データ分析等に関する業務の追加として、「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」の明確化などが令和2年10月1日から施行されたことに伴い、より一層、審査支払機関としての機能強化を図ってまいります。

2ページをお願いいたします。

令和4年度の本会の事業運営に当たっては、これまでの取組はもとより、新たな状況にも的確に対応していくため、「国保連合会・国保中央会のめざす方向」を踏まえながら、審査支払機関として、これまで以上に審査支払業務の円滑な実施と機械チェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むこととします。

また、保険者の共同体として、兵庫県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」を踏まえた各種共同事業、「保険者努力支援制度」に重点を置いた保

健事業の展開、「第5期介護給付適正化計画」等を踏まえた介護給付適正化システムの活用を中心とした保険者支援を検討・実施するなど、保険者支援事業の充実を図るため、関係団体等と連携・協働を図りながら推進してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症等、本会を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、良質の保険者サービスを確保した中で各種事務事業の見直しと経費削減に努めながら、国保総合システム等の各種電算システムの安定的な運用を図るとともに、中期的な財政を見通した計画的かつ健全な財政運営の推進、今後の国保連合会に必要な幅広い視野と専門知識を有した人材を育成するなど、効率的な運営体制の確立に努めてまいります。

なお、今申し上げました課題に対応するため、本会においては、新たに「中期経営計画（第6次）」を令和4年度から3か年の計画期間で策定し、適切な進行管理及び課題整理を行ってまいります。

3ページをお願いいたします。

「2 主要事業の概要」でございます。

令和4年度の事業については、先ほどの基本方針を基に次の事項を主として推進してまいります。

「(1) 審査支払業務の充実・強化」について、でございますが、「ア 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化」、「(ア) 診療報酬等審査支払業務の充実・強化」については、診療報酬等の審査を適正かつ効率的に行うため、診療報酬審査委員会の円滑な運営を行うとともに、保険医療機関等に対して迅速で確実な支払を行ってまいります。

また、審査委員による審査担当職員研修等を実施し、審査担当職員の審査業務能力の向上を図ることにより、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、一次審査の請求内容及び保険者再審査容認項目の分析によるコンピュータチェックの設定を行い、目視点検と組み合わせた審査事務共助を実施してまいります。

「(イ) 統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充」については、「国保連合会・国保中央会のめざす方向」に基づき、審査業務の効率化・高度化に積極的に取り組むため、コンピュータチェックによる審査の拡充を進めてまいります。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」に則り、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進め、審査精度の向上に努めます。

「(ウ) 療養費等審査支払業務の充実・強化」については、柔道整復施術療養費の審査を適正かつ効率的に行うため、柔道整復施術療養費審査会の円滑な運営を行うとともに、柔道整復施術機関に対して迅速で確実な支払を行ってまいります。

また、柔道整復施術機関に対し、療養費支給申請書の不備に関する留意事項等を通知することにより、適正な療養費支給申請書の提出促進を図ってまいります。

「イ 介護給付費等審査支払業務の充実・強化」、「(ア) 審査の充実・強化」については、介護給付費等の審査を適正かつ効率的に行うため、介護給付費等審査委員会の円滑な運営を行うとともに、事業所に対して迅速で確実な支払を行ってまいります。

また、事業所の安定運営の支援等のため、県・保険者には事業所台帳等の整備について協力いただくとともに、本会においては、事業所からの正しい請求がなされるよう、インターネット請求事業所を対象とした事前審査を実施するとともに、事業所向けに主なエラーの原因と対応方法等をホームページへの掲載や定期的に通知を行うことにより、給付明細書の返戻減少に取り組んでまいります。

4ページをお願いいたします。

「ウ 障害者総合支援法関係業務等の充実・強化」、「(ア) 審査の充実・強化」については、障害介護給付費等の効果的、効率的な審査、迅速かつ確実な支払を行うため、県及び市町と連携を行い、各種台帳の整備を進めるとともに、正しい請求がなされるよう、事業所への周知に努めてまいります。

また、県・市町における事務の効率化や負担軽減を図るため、令和4年度以降についても段階的に行われる一次審査におけるシステムチェックの拡充・強化、市町村等支援システムの機能拡充を行ってまいります。

「(2) 保険者支援事業の充実・強化」について、でございますが、「ア 共同事業等の積極的な推進」、「(ア) 国保保険者事務共同電算処理業務等の実施」については、医療費適正化の支援並びに保険者における事務の効率化や負担軽減を図るため、後発医薬品差額通知や特定健診等に要する費用決済及び特定健診等データ管理・共同処理事業、高額介護合算療養費支給額計算等処理業務等の共同事業について、保険者ニーズを踏まえた確に実施してまいります。

「(イ) オンライン資格確認の保険者支援業務の実施」については、令和3

年9月診療分、10月審査から運用を開始したオンライン資格確認によるレセプト振分・分割に伴い、資格エラーとなっている双子チェックや性別、生年月日の不一致等について、被保険者情報を基に本会が修正する等、保険者が実施する資格点検業務や高額療養費支給額計算等処理の効率化を図るために実施してまいります。

「(ウ) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理の実施」については、自動車事故、自転車事故、ペット噛傷、食中毒、けんか等の第三者行為について、加害者（第三者）の任意保険等の加入の有無に関わらず、第三者行為により生じた医療費及び介護給付費等の損害賠償求償事務を行ってまいります。

また、保険者における求償事案発見を支援するため、レセプトに記載された第三者行為情報を提供するとともに、県と連携し、第三者行為求償アドバイザーによる研修会を開催するなど、保険者の求償事務の取組を支援してまいります。

「(エ) 介護給付適正化支援業務の実施」については、保険者における介護給付適正化事業の支援として、介護給付適正化システムで作成される給付実績を活用した情報を提供し、介護給付適正化システムを活用・促進するための担当者研修会を実施するとともに、縦覧点検・医療情報との突合点検の実施、介護給付費通知の作成を行ってまいります。

5 ページをお願いいたします。

「(オ) データを活用した介護予防の取組支援の実施」については、令和2年度に導入したKDB補完システムに、新たに「通いの場の体力測定結果」や「主治医意見書の診断名」等の情報等を連携し、保険者の介護予防の取組を支援してまいります。

また、保険者でのデータ活用を促進するため、専門家を講師とした研修会やKDB補完システムの操作研修会等を開催するとともに、「介護給付適正化等検討会」において、介護予防の取組に資するデータ分析等について協議を行ってまいります。

「(カ) 介護サービス苦情処理業務の実施」については、事業所において、利用者に対し適正な介護サービスが実施されるよう、介護サービス利用者等から寄せられた苦情申立等について、公正かつ適正に審議する介護サービス苦情処理委員会を円滑に運営するとともに、事業所への調査や指導・助言を的確に行ってまいります。

また、介護サービス利用者等からの通報や相談等の情報を県・保険者に提

供するとともに、担当者研修会の実施により保険者の苦情処理業務を支援してまいります。

「イ 保健事業等の積極的な展開」、「(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施」については、「糖尿病性腎症重症化予防」、「特定健診受診率の向上」等、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、本会（保健事業コーディネータ）が各保険者の保健事業実施上の課題等を把握し、専門家（保健事業支援・評価委員会）との連携、在宅保健師との連携等により、各保険者に合わせた助言や支援を行ってまいります。

また、データヘルス計画や個別保健事業の実施状況等、PDCA サイクルに沿った評価が求められることから、専門家によるデータ評価に関する研修会の開催や保健事業コーディネータによるKDBシステム及びKDB補完システム（以下「KDBシステム等」という。）の具体的な活用方法に関する説明会など、保険者ニーズを踏まえ、保険者の保健事業の円滑な実施を支援してまいります。

「(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保険者支援の実施」については、令和2年度から開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、各市町における国保・後期高齢者医療・介護・保健衛生部門等の連携した取組を支援できるよう、KDBシステム等によるデータ活用方法、事業の取組結果に対する評価手法等に関する担当者研修会を実施してまいります。

また、先進的に取り組む市町村の好事例を共有するとともに、各市町における一体的実施を支援してまいります。

6ページをお願いいたします。

「(ウ) KDBシステム等によるデータ分析の実施」については、KDBシステム等の活用により、レセプトや特定健診情報等、被保険者の保健医療の向上に資する情報の整理及び分析を行い、保険者と情報共有してまいります。

また、県と連携して、管内市町国保の医療費等の分析や医療費適正化の観点でのデータ分析に取り組んでまいります。

「(3) 効率的な運営体制の確立」について、でございますが、「ア 各種電算システムの円滑稼働」、「(ア) 国保中央会開発システムの導入及び運用」については、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和6年度に予定している国保総合システム更改に向けた準備を計画的に実施してまいります。

また、その他の国保中央会開発システムにおいては、今後も引き続き適切

な運用と安定稼働に努めてまいります。

「イ 持続可能な組織運営体制」、「(ア) 健全な財政運営の推進」については、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき更改される国保総合システムを始めとしたシステムの更改・整備・改修や審査基準のあり方など、今後の国等の議論の方向により、国保中央会負担金の見直しや新たな負担も想定されます。これら情勢の変化に的確に対応するとともに、引き続き、良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し、健全な財政運営を目指してまいります。

「(イ) ICT を活用した事業運営の効率化」については、Web 会議システムの活用や RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション) の導入を進め、事業運営の効率化に取り組んでまいります。

「(ウ) 人材育成等」については、審査支払機関改革等、本会が直面する諸課題に的確に対応しつつ、引き続き、良質な保険者サービスを確保した中で、常に事務事業の在り方を見直し、効率的かつ効果的に取り組む姿勢と、業務上の高い専門性をもった職員の育成に努めてまいります。

また、情勢の変化に的確に対応した事業運営に取り組むための組織等の在り方を引き続き検討してまいります。

以上、資料 1 の説明を終わります。

酒井議長

資料 1 「令和 4 年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画 (案) について」の説明が終わりましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、資料 1 「令和 4 年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画 (案) について」に基づいて、令和 4 年度の事業計画を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「国保総合システム等の令和 6 年度更改に向けて」を事務局から説明願います。

永井事務局長

それでは、右上資料 2 「国保総合システム等の令和 6 年度更改に向けて 令和 3 年 10 月時点版」をお願いいたします。

こちらは、7 月開催の令和 3 年度第 1 回理事会では 4 月時点版として提出させていただいた国保中央会が作成した資料の改訂版となります。

2 ページをお願いいたします。

目次です。大きく 4 点ございます。

1 点目「はじめに」と 2 点目「厚生労働省検討会における検討と、改革工程表の概要」につきましては、前回の理事会でご説明した内容となりますので、本日は割愛させていただき、3 点目の「今回の改革の意義と課題、そして、それらを踏まえた当面の取組として、保険者の皆様にご理解いただきたいこと」と、4 点目の「令和 6 年度以降も見据えたシステムの共同開発」を中心に説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

「図 1 統合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」でございます。稼働時に実現を目指す内容といたしまして、「整合性の実現」につきましては、「受付領域の共同利用」と「審査領域の業務要件の整合性の確保」を 2024 年（令和 6 年）度の国保総合システムの更改に併せて取り組んでまいります。また、「効率性の実現」につきましては、「審査・支払領域の共同利用」と「共同利用機能とその他の機能・システムの疎結合化」を 2026 年（令和 8 年度）の国保総合システムの更改に併せて取り組んでまいります。

7 ページをお願いいたします。

「Ⅲ 今回の改革の意義と課題、そして、それらを踏まえた当面の取組として、保険者の皆様にご理解いただきたいこと」でございます。

「1 意義」でございますが、改革工程表の実現により達成される「3 つの効果」についてご説明させていただきます。

1 点目は「クラウド化やシステムの一元管理を通じ、効率的・安定的なシステムの実現」でございます。

こちらは、現状、47 連合会が別々に機器・システム・データ等を調達・運用・管理しているところでございますが、このような状態のまま、現状の単純機器更改方式を続けた場合は、「短期的な保守・運用費用は、クラウド化した場合よりも安価」となりますが、「更改を重ねるにつれ、アプリケーションの肥大化・ハードウェア自体の価格上昇といった影響が積み重なり、調達費用や保守・運用費用が増加していくこととなります。

今般の改革では、拠点化・クラウド化・集約化・アプリケーション最適化等をセットで実施することで、ハードウェア調達からの脱却と、クラウドネイティブ化、これは、下の※記載のとおり「各アプリケーションが、クラウドの提供するサービスや利点を、最大限・効率的に活用できるよう、あらかじめ設計・

開発されていること。」でございます。このクラウドネイティブ化されたアプリケーションにより、安定的で安価な保守・運用が可能となるシステムを実現します。

2点目は「支払基金とのシステム共同開発による、開発費用の減」でございます。

こちらは、現状、支払基金・国保の双方が、別々に審査支払システムを開発しておりますが、今般の改革では、システムの共同開発を行うことにより、開発費用を低減します。

3点目は「審査業務の効率化による人員・財源を活用した、保険者業務支援の拡充」でございます。

こちらは、現状、審査業務のコンピュータチェック等も、支払基金・国保で別々にシステムを構築しておりますが、今般の改革では、コンピュータチェックの充実による保険者が行う二次点検業務の効率化や、効率化により生じた人員等を活用した保健事業の充実など、保険者業務支援の拡充へ繋げてまいります。

8ページをお願いいたします。

「2 課題」でございますが、改革工程表の実現に向けて対応が必要な「2つの課題」についてご説明させていただきます。

1点目は「一時的には増大する費用を賄うための財源の確保」でございます。

今回の改革が、9ページの「システム関連費用の中長期的な逡減イメージ」のとおり、クラウド化や共同開発等の実現を通じ、中長期的には、初期費用、保守・運用費用とも、逡減させていくこととなるのは確実でございます。

しかし、一方で、現状の国保総合システムは、47 連合会ごとに別々の業務運用スケジュールで動いており、サーバやデータの集約に際して、これまで独立して運営されてきた各連合会のシステム相互で、システムの負荷や障害を共有しないようにするための精緻な設計を行う必要がある、といった事情があることから、サーバ・データの集約化等の実施に際しては、様々な考慮や経験蓄積を含む段階的な更改作業が必要となり、一時的には、現行の「単純機器更改」を継続する場合と比べ、費用が増大することとなりますが、「クラウド・バイ・デフォルト」という政府の方針に基づき実施される改革であることや、市町村等保険者の財政状況等を踏まえ、後程、ご説明させていただきますが、確実な支援策が必要であると認識しております。

2点目は「システムの高度化等に対応した人材の確保・育成等」ございませ

す。

こちらは、ICT技術の進展等により加速するシステムの高度化等に対応するため、審査支払業務等とシステムの双方に通ずる専門人材の確保育成を行っていく必要があると認識しており、連合会・中央会の連携のもと、必要な専門人材の確保と体制の強化を推進してまいります。

10 ページをお願いいたします。

「3 当面の取組、改革第1段階である「令和6年度更改」の実現」でございます。

(1) は、令和6年度更改の内容でございます。

(2) は、令和6年度更改に関するスケジュールでございます。

11 ページをお願いいたします。

(3) システムの「開発」と「保守・運用」に必要な費用と、その確保でございます。

①「令和6年度更改」に要する初期費用でございますが、今回の更改に要する初期費用は、約■億円と見込まれます、と記載があります。

こちら金額を■としているのは、先程ご説明したとおり、現在、中央会において開発業者の調達手続を行っているところであり、金額が確定していないためでございますが、これまでに連合会が積み立ててきた資金等との見合いでは、現時点で収集可能な情報に基づく概算で、約150億円の財源が不足する見込みでございます。

開発期間である令和4・5年度における費用の確保に向け、厚生労働省に要請し、まずは、令和4年度分の不足額、約54億円の満額を、国庫補助として、概算要求に盛り込んでいただいたところでございます。

次に、初期費用の確保に向けての当面の対応でございます。

当面、令和4年度予算の確保に向け、市町村等保険者の支援をいただきながら、連合会・中央会の総力を挙げ、国庫補助の獲得に向け、対応につきましては、11月19日に東京・有楽町ホールで開催されました国保制度改善強化全国大会において、国の財政支援を含む決議を満場一致で採択し、その後、衆議院議員、参議院議員、政府関係者等に対して、要請行動を実施してまいりました。その結果11月26日に要求額どおり閣議決定されたとの通知がありました。

令和5年度も、引き続き、約100億円の財源が不足しており、市町村等保険者におかれては、国庫補助獲得に向けての継続的なご支援をお願いいたします。

なお、国庫補助の獲得状況や各連合会の財政状況によっては、審査支払手数

料等の引上げが必要となる場合もあるので、ご協力をお願い申し上げます。と、記載しておりますが、本会におきましては、詳細をこの後、資料3「審査支払手数料等について」の中でご説明させていただきますが、令和4年度の国保の審査支払手数料単価は現行単価を据え置くこととし、令和5年度以降の手数料については、国保中央会の経費の提示状況を踏まえ、令和4年10月を目途に改めて提示させていただきます。

中央会としては、調達過程においても、引き続き、費用の削減に向け、各般の努力をしていく所存でございます。

12ページをお願いいたします。

「令和6年度更改」の稼働後の保守・運用費用でございます。

「図4」は、今回のクラウド化等の際し、短期的に保守・運用費用が高額となる要因です。

1点目の要因は「初期費用から保守・運用費用への、費用の振替え」といたしまして、単純機器更改では初期費用である、ハードウェアや一部ミドルウェアの調達費用が、クラウド化により、クラウド利用料として、保守・運用費用に計上されることとなります。

2点目の要因は「共同開発・共同利用の第1弾実施に伴う経過的なシステム規模増大化」といたしまして、改革工程表に則り行う「受付領域取込」やコンピュータチェックシステム統合により、経過的にシステム規模が増大することに伴い、保守・運用費用も増加することとなります。

13ページをお願いいたします。

「IV 令和6年度以降も見据えたシステムの共同開発」でございます。

改革工程表に記されている共同開発・共同利用に向けた開発体制が、本年8月、厚生労働省より示され、現時点で体制が構築されました。

令和3年10月には、審査支払システム共同開発準備室発足予定とありますが、こちらは10月25日に開設されております。

中央会としては、連合会との連携を引き続き密に行いつつ、まずは、令和6年度更改を、改革工程表に則って確実に実施するとともに、今般発足した共同開発体制において、厚生労働省、デジタル庁、支払基金とともに行われる議論を通じ、より効率的・安定的、そして安価なシステムの構築に向け、最善の対応を選択できるよう、努力してまいります。

国保総合システムの令和6年度更改に向けて、引き続き、保険者の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、資料2の説明を終わります。

酒井議長

資料2「国保総合システム等の令和6年度更改に向けて」の説明が終わりましたが、御意見、御質問等があればお願いします。

( な し )

ないようですので、次に、「審査支払手数料等について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、右上資料3「審査支払手数料等について」をお願いいたします。

令和4年度から令和6年度の中期財政見通しを踏まえ、負担金等の見直しについては、支部代表者協議会等において協議し、了承をいただきました。

つきましては、協議結果に基づき、令和4年度の負担金等を次のとおりとします。

「1 令和4年度負担金等」、「(1) 負担金(見直し分)」についてです。一行目、保健事業負担金ですが、国保中央会負担金として徴収される保健事業等保険者支援負担金が令和4年度以降、被保険者1人当たり2円36銭から3円64銭へ1円28銭引き上げられることから、その引き上げ額と同額を引き上げることとし、被保険者1人当たり市町及び国保組合は16円28銭、広域連合は3円64銭といたします。

二行目、国保データベースシステム(KDB)負担金ですが、標準システムにおいて作成される帳票数が増加することに伴い、帳票数に基づき按分している、国保、介護及び広域連合の経費の持ち分が変わることとなり、介護保険については、現行単価では経費に対する充当財源を確保できないことから、介護保険のみ、単価を引き上げることとし、被保険者1人当たり5円94銭から6円29銭に引き上げることといたします。

「(2) 手数料関係(見直し分)」についてです。いずれも表示は消費税込みです。

「ア 国民健康保険事業・後期高齢者医療関係」「(ア) 審査支払手数料」ですが、いずれも算定基準は1件当たり、柔道整復施術療養費は102円30銭、その他療養費は88円といたします。

こちらについては、9月開催の支部代表者協議会において手数料の積算等について説明し、概算額を提示しておりましたが、今回、確定額を提示しております。

「(イ) 特定健診等データ管理・共同処理事業手数料」ですが、いずれも算定基準はデータ1件当たり、5円50銭引き下げ、費用支払事務及びデータ管

理は 214 円 50 銭、データ管理は 198 円といたします。

「イ 障害者総合支援関係」「(ア) 審査支払手数料」ですが、いずれも算定基準は 1 件当たり、障害介護給付費、障害児給付費及び特例介護給付費とも 132 円といたします。

「(3) その他(据置分)」については、お手元にお配りしております「会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」のとおりです。

2 ページから 7 ページには、令和 4 年度に見直しを行う負担金等の積算について説明を記載しておりますので、のちほどご確認願います。

8 ページをお願いいたします。

「3 国保総合システムの次期更改への対応に伴う審査支払手数料(診療報酬審査支払特別会計(業務勘定))」についてでございます。

本年 6 月及び 9 月に開催しました支部代表者協議会において、国保総合システムの令和 6 年度更改への対応に伴う審査支払手数料について説明してまいりましたが、本年 10 月に、令和 6 年度更改に係る国保中央会負担金が提示されたことから、その提示額を踏まえた令和 4 年度から令和 6 年度の収支状況について説明いたします。

「(1) 必要経費等」についてです。

「ア 歳出」の当該業務に必要な経費として、表中の項目のとおり、人件費からその他支出の合計として、令和 4 年度 20 億 8,956 万 7 千円、令和 5 年度 21 億 7,376 万 1 千円、令和 6 年度は 19 億 5,264 万円を見込んでおります。

一方、現行の手数料単価に基づく歳入額は、「イ 歳入」に記載のとおり、審査支払手数料から諸収入等までの合計として、令和 4 年度 20 億 8,956 万 7 千円、令和 5 年度 22 億 1,815 万 8 千円、令和 6 年度 18 億 3,544 万 9 千円を見込んでおります。

これを踏まえまして、「(2) 収支状況」ですが、令和 4 年度は収支均衡、令和 5 年度は 4,439 万 7 千円の黒字、令和 6 年度は 1 億 1,719 万 1 千円の赤字を見込んでおり、それぞれの年度を国保、審査支払手数料単価が全国统一単価の公費を除く公費負担医療、及び福祉医療費の審査支払の合計件数で割りますと、令和 5 年度は 1 件当たり 2 円の黒字、令和 6 年度は 6 円の赤字となります。

このような状況を踏まえまして、「(3) 審査支払手数料単価」ですが、令和 4 年度については収支均衡となる見込みであることから、レセプト 1 件当たり 51 円 70 銭で据え置くこととします。

なお、本年10月に国保中央会から提示された国保総合システム機器更改に係る負担金は、令和6年度の更改経費が確定前であることから、概算額での提示となっており、令和5年度以降の負担金で調整されることが前提となっています。

したがって、8ページ下に記載のとおり、令和5年度以降の審査支払手数料単価については、国保総合システムの令和6年度機器更改経費等の確定後、令和4年10月を目途に改めて、提示いたします。

9ページをお願いいたします。

「4 中期財政見通し」「(1) 主な前提条件」は、記載のとおりです。

「(2) 会計別の財政見通し」「ア 一般会計」についてです。

表中の、歳入ですが、主なものとして、歳入の上段、「会員負担金」、「国保データベース(KDB)システム負担金」、「保健事業負担金」は、表の欄外に記載のとおり、それぞれの収入を見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、3行目の「投資的経費」として、表の欄外に記載しております、財務会計システム機器更改など、各年度、機器更改等を予定しております。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和4年度プラス152万円、令和5年度マイナス345万6千円、令和6年度プラス948万6千円を見込んでいます。令和4年度に見込まれる繰越金の活用含め、令和5年度以降の会員負担金を始めとした単価につきましては、令和4年10月を目途に提示いたします。

10ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、手数料収入については、表の欄外に記載のとおり、令和4年度単価に基づき、見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、3行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、国保総合システム機器更改など、各年度、予定しております。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和4年度収支均衡、令和5年度にプラス3,906万5千円、令和6年度マイナス3,655万3千円を見込んでいます。

さきほど説明いたしましたとおり、国保総合システムの令和6年度機器更改経費が確定していないことに加え、国保情報集約システムのクラウド化な

ども検討されていることから、それら情勢を踏まえ、令和 5 年度以降の各種手数料単価について、令和 4 年 10 月を目途に提示いたします。

11 ページをお願いいたします。

「ウ 介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、手数料収入については、表の欄外に記載のとおり、令和 4 年度単価に基づき、見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、3 行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、介護給付適正化等対応など、各年度、予定しております。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和 4 年度から令和 6 年度まで収支均衡を見込んでおります。

これは、ICT 積立資産への積立額について、洗い替え方式の会計処理を基本に、積立可能額を計上したことによるものでございます。

なお、介護業務勘定で保有する ICT 積立資産については、令和 4 年度以降、介護給付適正化支援業務に係るシステム改修等に活用してまいります。

12 ページをお願いいたします。

「エ 障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入のうち、審査支払手数料ですが、表の欄外に記載のとおり、令和 4 年度は 1 件当たり 132 円、令和 5 年度以降は 130 円により見込んでいます。

これは、歳出の上から 3 行目「投資的経費」として、令和 6 年度に障害者総合支援等システム機器更改経費を見込んでいますが、その財源として充当する ICT 積立資産の必要額を、令和 4 年度に確保できる見込みであること、一方、歳出の下から 3 行目「国保中央会負担金」については令和 5 年度以降の単価が提示されていないことから、手数料単価については、令和 5 年度以降、現行単価と同額の 130 円、「国保中央会負担金」の単価については、令和 4 年度と同額により財政見通しを策定し、その結果、表中の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和 4 年度から令和 6 年度まで収支均衡を見込んでおります。

13 ページをお願いいたします。

「オ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入、手数料についてですが、表の欄外に記載のとおり、令和 4 年度単価により収入を見込んでいます。

その結果、表中の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和 5 年度プラス 667

万4千円、令和6年度プラス998万円を見込んでおります。

特定健診業務勘定については、令和4年度に手数料単価の見直しを行いますが、令和5年度以降については、取扱件数の変動が大きいこと、また国保中央会において、特定健診等データ管理システム機器更改時にクラウド化が検討されていることから、それら情勢を踏まえ、令和4年10月を目途に、改めて、手数料単価を提示いたします。

14ページをお願いいたします。

「カ 後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）」についてです。表中の歳入ですが、主なものとして、手数料収入については、表の欄外に記載のとおり、令和4年度単価に基づき、見込んでいます。

また、歳出ですが、主なものとして、3行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、国保総合システム機器更改など、各年度、予定しております。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和4年度収支均衡、令和5年度にマイナス105万2千円、令和6年度マイナス1,149万3千円を見込んでいます。

後期高齢者医療に係る審査支払手数料についても、国保と同様、令和4年度については現行単価を据え置くこととし、令和5年度以降は国保総合システムの令和6年度機器更改経費等の確定後、令和4年10月を目途に改めて提示いたします。

次に、令和4年度以降の協議スケジュールについてです。

表の欄外、下に記載のとおり、「協議」が入っていない年度は、必要に応じ協議いたします。

記載のとおり、令和4年度については、(1)負担金関係、(2)審査支払手数料関係では、介護保険を除く審査支払手数料、(3)その他手数料等関係では、国保情報集約システム手数料と、下から二つ目の会計、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計における手数料について協議を予定しております。

また、本日、参考資料として「令和4年度 本会会員負担金、審査支払手数料等一覧表(案)」を配付させていただいておりますので、こちらにつきましては、後ほど、ご確認願います。

以上、資料3の説明を終わります。

資料3「審査支払手数料等について」の説明が終わりましたが、御意見、御

酒井議長

質問等があればお願いします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、資料3「審査支払手数料等について」に基づいて、令和4年度の予算編成を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「令和4年度県予算編成に係る要望について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、右上資料4「令和4年度 県予算編成に係る要望について（概要）」をお願いいたします。

令和4年度県予算編成に係る要望について、次のとおり実施する予定でございます。

「1 要望実施時期」でございますが、令和3年12月上旬を予定しております。

「2 要望先」でございますが、国保医療課長、高齢政策課長でございます。

「3 要望参加者」でございますが、本会専務理事、事務局長で対応してまいります。

「4 要望事項」でございますが、

(1)「国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」及び(3)「介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」につきましては、例年どおりの要望事項であります。 (2)「保健事業及び介護予防事業に対する支援について」につきましては、今回、新たな要望事項となります。

次に、要望内容について説明させていただきます。

次のページ「令和4年度県予算編成に係る要望書（案）」です。

1枚めくっていただきまして、「令和4年度県予算編成に係る要望」でございます。

内容の方を読み上げさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に極めて重要な役割を果たしている。

そうした中、国民健康保険団体連合会においては、複雑・高度化する診療報酬の審査に適切に対応するため、審査担当職員のスキルの向上等による専

門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むことにより、原審査精度の充実強化を図るとともに、適正かつ公平な事務の遂行に努めてきている。

今後、審査の一層の充実を図っていくためには、ICTの活用等による審査業務の効率化・高度化にこれまで以上に積極的に取り組むことが更に必要とされており、平成30年8月に策定した「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」を踏まえながら対応を図っているところである。

また、介護保険については、要介護認定者及び利用者の増加や新規事業者の参入等により介護給付費が年々増加しており、審査支払業務をより一層、適正かつ公平に行うため事務の迅速化、合理化及び効率化に努めるとともに、介護保険関係業務の一環として行っている苦情処理業務の体制整備を図り、指定業者に対する迅速かつ効果的な指導、適切な介護保険サービスの提供を確保し、介護保険制度の円滑な実施を行っている。

県におかれては、このような国民健康保険事業及び介護保険事業の現状をご賢察のうえ、県民の健康の保持・増進と福祉の向上を図るという行政の立場から、令和4年度予算において特段の配慮をされるよう保険者の総意をもって、ここに強く要望する。

令和3年12月、兵庫県国民健康保険団体連合会 理事長 酒井 隆明  
次に、目次がございまして、1枚めくっていただきまして、「国民健康保険事業に対する要望」でございます。

1枚めくっていただきまして、「国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」でございます。

「診療報酬の適正かつ円滑な審査支払を推進し、国民健康保険事業運営の健全化及び強化充実を図るため、国民健康保険診療報酬審査支払運営事業補助金及び国民健康保険団体連合会運営事業（福祉）補助金により、引き続き財政支援を行うこと。」

背景・理由としましては、「国民健康保険団体連合会では、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、基幹業務である国民健康保険診療報酬等の審査支払業務の強化充実を図っているところであり、その適正かつ健全な運営のため、県から次の補助金を受けている。」

補助金の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

最下段でございますが、「ついでに、国民健康保険診療報酬等のレセプト審

査をより一層、適正かつ公平に行い、支払業務を迅速かつ的確に実施するため、引き続き財政支援を図られたい。」

次に、めくっていただきますと、新たな要望となります、

「保健事業及び介護予防事業に対する支援について」でございます。

「市町が行う国保・後期高齢者ヘルスサポート事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取り組みをより一層進めるため、県独自の財政支援策を創設し、市町の事業実施に対する支援を行うこと。」

背景・理由としましては、「本会では国による保険者努力支援、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価指標及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ等の制度を受け、保健事業等に係る市町支援策としてKDB補完システムの開発に取り組んでいる。しかしながら、一部の市町においては、マンパワーや財政的な問題からKDB補完システムを活用した上記事業を実施できていない状況にある。ついては、全市町が積極的かつ円滑に事業実施ができるよう財政支援を図られたい。」

次に、めくっていただきますと、「介護保険事業に対する要望」でございます。

1枚めくっていただきまして、「介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」でございます。

「介護保険苦情処理業務に係る事務の適正かつ円滑な実施を維持するため、引き続き財政支援を図られたいこと。また、補助金額については、令和2年度の水準とするよう図られたい。」

背景・理由としましては、「国民健康保険団体連合会は、介護保険法第176条第1項第3号の規定に基づき、介護保険サービス利用者の権利擁護や適切な介護保険サービスの提供を確保するため、利用者等からの相談や苦情申立について、介護サービス事業者等に対する調査及び必要な指導・助言を行っている。また、これらを公正かつ適正に行うため介護サービス苦情処理委員会を設置する等、苦情処理業務を実施しているが、今後、20年程度は受給者数の増加が見込まれることに伴い、相談件数等の増加も想定されることから体制の維持、継続が必要となる。ついては、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、介護保険制度の円滑な実施に資するため、苦情処理業務について、引き続き財政支援を図られたい。」

補助金の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、資料4の説明を終わります。

酒井議長

資料4「令和4年度県予算編成に係る要望について」の説明が終わりましたが、御意見、御質問等があればお願いします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、資料4「令和4年度県予算編成に係る要望について」に基づいて、県への要望を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「令和3年度中間監査の結果について」を事務局から説明願います。

永井事務局長

それでは、右上、資料5「令和3年度中間期における会計別歳入歳出予算執行状況」をお願いいたします。

こちらは、「一般会計」から「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の6会計について、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの上半期における歳入歳出予算執行状況を記載しております。

6会計の合計は、最下段でございますが、

予算現額 1兆9,595億8,537万8,000円、

収入済額 7,672億5,712万2,300円、

支出済額 7,657億2,703万9,631円、

歳入歳出差引額 15億3,008万2,669円となっております。

2ページをお願いいたします。

中間監査の報告でございます。

本会監事であります、広瀬 養父市長さん、林 丹波市長さん、重岡 歯科医師国民健康保険組合理事長さんには、令和3年11月10日に、本会におきまして、監査を実施していただきました。

2ページの監査結果をご覧くださいますと、

「令和3年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業実施状況並びに一般会計、各特別会計の歳入歳出予算執行状況及び財産の管理状況について、諸帳簿、証拠書類、預金現在高とも適正に処理されていたことを認める。」との監査結果をいただいております。

以上で、資料5の説明を終わります。

酒井議長

資料5「令和3年度中間監査の結果について」の説明が終わりましたが、御意見、御質問等があればお願いします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、これもちまして、議長の務めを終わらせていただきます。

長時間にわたり、御協議ありがとうございました。

久保総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、副理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。

岡田副理事長

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は、「本会役員選出に関する規則の改正」や「令和4年度事業計画案」など議決事項2件、協議事項3件、報告事項2件につきまして、いずれも提案どおりご承認いただき、誠にありがとうございました。

今後とも、役職員一同、国等の動きを見極めるとともに、本会を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、保険者ニーズに対応した各種事業に積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、ご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方の一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

久保総務課長

ありがとうございました。

これもちまして、令和3年度第2回理事会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり御協議いただきまして、ありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

酒井隆明

議事録署名人

岡田康裕